

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
津市	津市創業資金融資利子補給金	株式会社日本政策金融公庫の新企業育成貸付制度、新企業育成・事業安定等貸付制度、企業活力強化貸付制度または食品貸付制度に基づく融資を受けた津市の区域内に主たる事務所もしくは事業所を有し、創業後5年未満の者、または新たな事務所もしくは事業所を設置し創業しようとする者	日本政策金融公庫 所定利率	日本政策金融公庫 所定利率	融資の最初の返済日の属する月から36月	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	交付限度額10万円
伊勢市	三重県融資制度のうち ・三重県小規模事業資金 ・みえ経営向上支援資金	伊勢市内の中小企業者で、平成29年4月1日以降に左の資金の融資を受けた者(ただし、市税を滞納していない者)	所定利率	1.0%以内	3年以内	前年の1月1日から12月31日までに支払った利子を補助対象とする。申請に基づき、限度額の範囲内で一括して交付する。	
	日本政策金融公庫の ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ・小規模事業者経営発達支援資金 ・中小企業経営力強化資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金 ・企業再建資金	同上	同上	同上	同上	同上	
	創業・再挑戦アシスト資金	伊勢市内で創業もしくは創業しようとしている事業者で、平成29年4月1日以降に左の資金の融資を受けた者(ただし、市税を滞納していない者)	同上	同上	同上	同上	
桑名市	三重県小規模事業資金	左の資金の融資を受け、市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする事業者で、市税を滞納していない方。	各制度の所定利率	利子の1/2または1.0%のいずれか低い利率	設備資金 1年以内 運転資金 1年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。(対象者には申請書を送付)	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金				設備資金 1年以内		
	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金(マル経) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)				設備資金 1年以内		
	・新型コロナウイルス対策マル経 ・新型コロナウイルス対策衛経				設備資金 1年以内 運転資金 1年以内		

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
鈴鹿市	三重県小規模事業資金(設備資金)	次のいずれにも該当する者 (1)左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所若しくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者	所定料率	1.0%以内	5年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金特別貸付(設備資金) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(設備資金)	同上	(株)日本政策金融公庫 所定利率	同上	5年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
	日本政策金融公庫貸付資金の ・新規開業資金 ・女性、若者／シニア起業家支援資金 ・中小企業経営力強化資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ・生活衛生新企業育成資金 (全て設備資金及び運転資金で、融資額1500万円以内)	次のいずれにも該当する者 (1)左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所若しくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者 (4)創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者	同上	同上	2年以内	同上	
名張市	小規模事業者経営改善資金貸付	市内に主たる事業所または営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税を完納している者。	公庫所定利率	1.0%以内	1年以内	借受人からの申請により、利子の支払開始日から12回分の支払を限度とする。	
	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 ※借換えは対象外						
	新企業育成貸付 企業活力強化貸付 新企業育成・事業安定等貸付 ※借換えは対象外						市内に主たる事業所または営業所を有し、または設置することとしている小規模事業者で、市税を完納している者。
尾鷲市	日本政策金融公庫貸付資金のマル経融資(小規模事業者経営改善資金及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)	・主たる事業者または営業所を市内に有する小規模事業者 ・市税を滞納していない者 ・小規模事業者経営改善資金においては、商工会議所の経営指導を受けていること ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付においては、生活衛生同業組合または生活衛生営業または生活衛生営業指導センターの経営指導を受けていること。	左の貸付において定められている利率	設備:0.5% 運転:0.25%	1年間	前年1月から12月までに償還した利子について、当該年度に一括交付。	

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
亀山市	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)小規模事業者経営改善資金貸付 (2)生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	次のいずれにも該当する小規模事業者 (1)資金使途が設備資金及び運転資金である者 (2)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (3)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	各制度の所定利率	年1.0%(融資利率が年1.0%未満の場合は当該融資利率)	最初に利子を支払った日の属する月から起算して60日を限度	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った利子(延滞金を除く。)について、当該年度の1月1日から2月末日までに借受人からの申請書の提出により申請。内容を審査後、一括して交付。	
	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)新企業育成貸付のうち新規開業資金(中小企業経営力強化関連を除く。)、新規開業・スタートアップ支援資金(中小企業経営力強化関連を除く。) (2)新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が10年以内で、据置期間が1年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (5)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	各制度の所定利率		最初に利子を支払った日の属する月から起算して36日を限度		
	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金新規開業資金(中小企業経営力強化関連に限る。)、新規開業・スタートアップ支援資金(中小企業経営力強化関連に限る。)	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が設備資金の場合は10年以内、運転資金の場合は5年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)業歴が5年を超える者 (5)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (6)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	各制度の所定利率				
鳥羽市	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金 (鳥羽市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金)	以下のすべてを満たすかた (1)市内に主たる事業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税の滞納がない者。 (2)商工会議所または生活衛生同業組合の経営指導を受けていること。	各制度の所定利率	0.5%以内 (上限20万円)	1年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
熊野市	・日本政策金融公庫融資制度 ・三重県小規模事業資金 ・熊野市小規模事業資金 (熊野市小規模事業者振興利子補給)	左の資金の融資を受けた市内の事業者で、市税等を完納している者。(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実行されたもの・償還期間2年以上)	各制度の所定利率	融資額の1.0%以内 (上限20万円)	全融資期間	借受人からの申請により、一括して交付	
いなべ市	日本政策金融公庫の ・一般貸付による設備資金 ・小規模事業者経営改善資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金 三重県小規模事業者資金(設備資金) (いなべ市小規模事業者資金利子補給金)	市内に居住し、かつ、市内に店舗・工場又は事業所を有する小規模事業者で、市税を滞納しておらず、左の資金の融資を受けて事業を営む商工会加入者。	各制度の所定利率	毎年1月1日から12月31日までの支払利子(延滞利子を除く)の10%以内	全期間	いなべ市商工会からの申請により交付(衛経については小規模事業者自身からの申請により交付)	

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
志摩市	日本政策金融公庫の ・新企業育成貸付制度 ・新企業育成・事業安定等貸付制度 ・企業活力強化貸付制度	以下に該当する者 1.令和5年4月1日以降に左の資金に係る融資を受けた者 2.市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者 3.個人にあっては市内に住所を有すること 4.市税に滞納がないこと	日本政策金融公庫の 所定利率	1.0%以内 (上限10万円)	1年以内	借受人からの申請により、前年1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
	日本政策金融公庫の ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ・生活衛生改善貸付	市内に主たる事業所を有し、商工会又は生活衛生同業組合などの経営指導を受けている者で、左の資金の融資を受け、かつ、市税を完納している者。	日本政策金融公庫の 所定利率	1.0%以内 (上限20万円)	1年以内	借受人からの申請により、前年1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
伊賀市	伊賀市中小企業振興事業資金利子補給補助金	市内に主たる事業所又は営業所を有し、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合等の経営指導を受けている中小企業のうち、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の貸付け又は生活衛生改善貸付を受けたものであって、かつ、市税を滞納していないもの	日本政策金融公庫の 所定利率	補助対象費用の額の2分の1に相当する額(100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)	前々年11月から前年10月までの間に受けた対象貸付けに対し支払った貸付利子(第1回から第12回までの分に限る。)	対象者より、補助対象期間に係る利息支払い証明書を含む申請書類の提出があった後に、審査を行い、補助金の額を確定したうえで、交付を行う。	
木曾岬町	産業関係制度資金利子補給	木曾岬町において産業の振興を図り、経営の改善合理化をするため制度資金を借入れ、事業を営む者に対し利子補給をするものとする。	1.0	20万円	3年以内		
東員町	中小企業融資制度における設備資金 (東員町商工業経営近代化資金利子補給金)	町内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでおり、県の中小企業融資制度又は国の政策金融制度に基づく資金のうち設備資金を借り入れて事業を営む者	—	支払利子の10%を限度とし、1事業所10万円を限度として予算の範囲内	商工業者が資金を借入れた日から最終の償還期日までとする。	借受人は東員町商工会を経て町に申請を行う。町は予算の範囲内で、商工会を通じて申請者に利子補給金を給付する。	
菰野町	日本政策公庫の ・小規模事業者経営改善資金 ・小規模事業者経営発達支援資金 (菰野町小規模事業者資金利子補給)	左の資金の融資を受けた者で、町内に主たる事業所を有し、町税等を完納している者	日本政策金融公庫の 所定利率	1.5%以内	全期間	借受人が菰野町商工会を経て申請し、その内容を審査して交付。	
朝日町	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金 (小企業等経営改善資金利子補給)	町内に主たる事業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、町税等を完納している者。	2.5	1.0%以内	全期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	
川越町	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金 (小企業等経営改善資金利子補給)	町内に住所または主たる事業所を有し、左記の資金の融資を受けた者でかつ町税等を完納しているもの。	日本政策金融公庫の 所定利率	1.0%以内	全期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査して交付。	

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
多気町	多気町商工業者事業資金利子補給補助金	(1) 主たる事業所及び営業所を町内に有し、または設置しようとする事業者 (2) 本要綱制定後に交付対象資金の融資を受け、当該融資に係る返済を滞りなく行い、かつ、町税を滞納していない者 (3) 創業・再挑戦アシスト資金及び新企業育成資金においては、令和3年4月1日以降で、創業前もしくは創業後1年以内に融資を受けた者	-	全額	1年	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
明和町	株式会社日本政策金融公庫の融資制度のうち、次に掲げる資金。 (1) 小規模事業者経営改善資金(マル経融資) (2) 新規開業資金 (3) 女性、若者/シニア起業家資金 (4) 再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資) (5) 新事業活動促進資金 (6) 中小企業経営力強化資金	左記融資を受けた者で、次の要件を全て満たす者 (1) 町内に主たる事業所を有している(設置することが確実な場合を含む。)こと (2) 町税を完納している(非課税の場合を含む。)こと (3) 明和町商工会(以下「商工会」という。)に加入している(加入することが確実な場合を含む。)こと (4) 商工会の斡旋を受け、交付対象資金の融資を受けていること	-	1.0%以内 (20万円を上限とし、予算の範囲内で交付)	12ヶ月	借受人が明和町商工会を経由して申請し、その内容を審査して交付	
大台町	制度名【大台町商工業者事業資金利子補給補助金】 日本政策金融公庫のうち ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ・新事業活動促進資金 ・中小企業経営力強化資金 ・マル経融資 三重県小規模事業者事業資金	町内で商工業を営み、大台町商工会に加入し、かつ、町債権に未納がない会員	-	1.0%以内 (上限20万円)	1年 【条件を満たせば4年(＋3年)】	借受人は大台町商工会を経由して町に申請を行う。町はその内容を審査して、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	令和8年4月1日改正
度会町	小規模事業者経営改善資金	町内に主たる事業所を有し、度会町商工会による経営指導を受けている事業者のうち町税等の滞納がない者	日本政策金融公庫所定料率	2分の1以内	前年1月1日から12月31日に支払った利子額	借受人からの申請により、補助金の交付申請の日の属する年の前年1月1日から12月31日に支払った利子額の2分の1以内の額を一括して交付	
	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	町内に主たる事業所を有し、生活衛生同業組合による経営指導を受けている事業者のうち町税等の滞納がない者	日本政策金融公庫所定料率	2分の1以内	前年1月1日から12月31日に支払った利子額	借受人からの申請により、補助金の交付申請の日の属する年の前年1月1日から12月31日に支払った利子額の2分の1以内の額を一括して交付	
南伊勢町	日本政策金融公庫貸付資金 ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金) (南伊勢町商工会小規模事業者経営改善資金利子補給事業)	南伊勢町商工会の審査・斡旋を受けてマル経融資を受け、町内に事務所又は事業所を有しており、町税を完納している者	-	利子の1/2	5年以内	1月から12月までに支払った利息支払証明書、町税完納証明書等必要書類を商工会へ提出し、利子補給を受ける。利子補給額は、後日、商工会へ交付。	

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	貸付利率 (%)	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法 (できるだけ詳細に記入してください。)	備考
紀北町	日本政策金融公庫貸付資金の ①小規模事業者経営改善資金 ②生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者 に対する別枠融資(1,000万円以内) (紀北町小規模事業者経営改善資金利子補給制 度)	町内に主たる事業所を有し、平成26年4月1日以降に 左記の資金の貸付を受けた者(ただし、新型コロナウ イルス感染症の影響を受けた者に対する別枠融資に ついては、当該資金の借入が令和5年3月31日までに 実行されたもの)で、町税等を完納している者。	所定料率	①② 利子の1/2 ③ 全額	①② 12か月以内 ③ 貸付から4年以上 10年以内	対象期間の利子の支払いがすべて完 了した日から1か月以内に申請するこ とにより、一括して交付。	
	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金 (紀北町新型コロナウイルス感染症関連融資利 子補給補助金交付要綱)	町内に主たる事業所を有し、左記の貸付を受けた日 から3年の間、三重県より当該融資に係る利子補給を 受け、町税等を完納している者。	所定料率	全額	貸付から4年以上10年 以内	借受人からの申請により、交付対象の 融資金額に係る1月から12月までの期 間の返済計画から算出する利子額の 全額を、上期・下期に分けて交付。	
紀宝町	小規模事業者経営改善資金 三重県小規模事業資金	左の資金融資(貸与期間2年以上)を受けた町内中 小企業者で町税を完納している者	—	融資金額の1.0%以内	全期間	借受人からの申請により、一括して交 付	